

本庄市市民協働のまちづくり条例

逐条解説

本庄市議会

令和3年6月

本庄市市民協働のまちづくり条例 逐条解説

私たちのまち本庄市は、埼玉県の西北に位置し、水と緑の豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化が薫るまちです。中山道最大の宿場町として栄え、新幹線をはじめ様々な交通網が整備され、自然災害が少なく、人情豊かな暮らしやすいまちです。

郷土の偉人総検校塙保己一は、「世のため、後のため」に偉大な功績を遺しました。先人たちの築きあげてきた歴史や文化、美しい自然や風土を守り、この本庄市を未来につなげていくためには、市民一人一人がまちづくりの主演であり、担い手であることを強く意識し、自らできることを主体的に実践していくことが大切です。

少子高齢化が進み人口減少時代に向かっている今、誰一人取り残されることのない「笑顔で暮らせる持続可能なまち本庄市」を創り上げるために、市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者及び市が協働してまちづくりに関わることが求められます。

そこで、それぞれの役割を明確にし、互いに連携し、協力し合うための基本的なルールを定めるために、ここに本庄市市民協働のまちづくり条例を制定します。

【解説】

条例前文の前段では、本庄市の置かれている地理的・歴史的条件、背景など市の特徴について説明をしています。

次に、郷土の偉人総検校塙保己一をはじめ、先人たちの築きあげてきた歴史や文化、自然や風土を守り、持続可能なまちを実現するためには、市民一人一人が主体的に行動していくことが大切であることを記しています。

背景には、少子高齢化・人口減少・地域コミュニティの希薄化等様々な課題がありますが、SDGsが目標とする、誰一人取り残されることのない「笑顔で暮らせる持続可能なまち本庄市」を創り上げたいとの思いが込められています。

本市に住む・働く・学ぶ市民・各種団体・事業者が、まちづくりの手法として従来の行政主導でなく、自分たちができることを自ら考え、共に力をあわせて協働することが、今後さらに必要となってきます。

そこで、それぞれの役割を明確にし、互いに協働することの基本的な事項を定めるための条例を制定する意義を述べています。

(目的)

第1条 この条例は、本市における協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定め、市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を担いながら、共に協働してまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

【解説】

ここでは、この条例の目的について定めています。

豊かで活力ある地域社会を実現するためには、市民等及び市がそれぞれできることを担いながら、一緒に協働してまちづくりを推進していくことが必要であり、そのための基本的事項を定めるとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 地域コミュニティ団体 地域の暮らしをより良いものにしようと自主的に形成された自治会等の団体をいう。
- (3) 市民活動団体 市内において、営利を目的とせず、市民が自主的かつ継続的に活動する団体をいう。ただし、宗教的活動、政治的活動、又は反社会的活動を目的とするものは除く。
- (4) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (5) 市民等 市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体及び事業者をいう。
- (6) 協働 地域社会を担う多様な主体が、共通の課題の解決及び豊かで活力ある地域社会の実現のためにそれぞれの役割を理解し、相互に補完し、連携し、又は協力することをいう。

【解説】

ここでは、この条例の中で使われている用語の意味を定めています。

- (1) 市民について定めています。
市内に居住する人のほか、市内に通勤、通学する人たちも含めています。
市内に居住する人に限らず、市内に通勤、通学する人も加えることにより、本市と関係の深い人たちが幅広く協働のまちづくりの担い手となることが期待されます。
- (2) 地域コミュニティ団体について定めています。
市内には自治会、老人会、婦人会、育成会など地域をより良いものにしようと取り組む団体があります。それらの団体を地域コミュニティ団体として定めています。
- (3) 市民活動団体について定めています。
市内にはNPO団体、ボランティア団体、各種芸術・文化団体、スポーツ団体等目的をもって主体的に活動している団体があります。ただし、営利活動や、宗教的、政治的、又は反社会的な活動を目的とする団体は市民活動団体に含まないことを定めています。
- (4) 事業者について定めています。
市内において営利を目的に活動する企業や個人で事業を営む人をいいます。
- (5) 市民等について定めています。
条例では市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体及び事業者のすべてが関係し、明記する必要がある箇所については市民等と総称しています。
- (6) 協働について定めています。
豊かで活力ある地域社会の実現のために市民等の多様な主体が自主性・主体性をもって、役割を分担し、互いの特性を尊重し補い合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するために連携・協力することとしています。

(基本原則)

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 取り組む課題の目的を明確にし、共有すること。
- (2) それぞれの役割を理解し、お互いの自主性及び自立性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。
- (3) 公平性及び透明性に配慮して活動するとともに、相互に信頼関係を築くよう努めること。
- (4) 個人情報の保護に配慮して必要な情報を共有すること。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりを推進するための基本原則を定めています。

- (1) 地域社会の中で課題は多種多様です。福祉、教育、環境、経済など様々な課題を解決するためにそれらの課題を明らかにし共に理解することとしています。
- (2) 市民等はそれぞれの立場から知識や技能、得意分野等、自分たちができる役割を理解し、対等な立場で交流を重ねながら、自ら考え自立する関係を築くこととしています。
- (3) 協働するには誰にでもはっきりわかるように、公平かつ公正であることが望ましく、お互いに相手を理解することに努め、信頼関係・人間関係を構築し、協働のまちづくりを推進していく必要があることとしています。
- (4) 市民等と市が連携・協力して協働のまちづくりを推進していくためには、まちづくりに関する情報を市民等と市が共有することが前提となります。しかしながら、個人に関する情報は、法律や条例に則り適切に保護されなければならないこととしています。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本原則に基づき、自らできることを考え、協働のまちづくりを行うよう努めるものとする。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりを推進する上での市民の役割について定めています。

市民が主体的に果たす役割として、まちづくりへの積極的な参画と、住み良い地域コミュニティを作るために自らできることを考えて行動するなど、協働のまちづくりを行うように努めるものとしています。

(地域コミュニティ団体の役割)

第5条 地域コミュニティ団体は、基本原則に基づき、協働のまちづくりの重要な担い手としての役割を自覚し、地域の課題に自主的に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりを推進する上での地域コミュニティ団体の役割について定めています。

地域社会には高齢者福祉、環境美化活動、見守り、防犯、防災、伝統文化の継承、教育など、多様な課題があります。地域コミュニティ団体は、地域に密着した活動を展開しながら協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとしています。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、基本原則に基づき、市民の自発的な意思を尊重しながら、専門性、先駆性又は機動性を発揮し、協働のまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その活動が広く市民に理解され、誰もが参加できるような組織づくりに努めるものとする。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりを推進する上での市民活動団体の役割について定めています。

市民活動団体とは、共通の目的をもち営利を目的としない自主的・自発的に社会貢献活動を行っている任意の団体です。これらの団体は、各団体が持つ専門性等を地域で活かし、まちづくりを推進していくよう努めるものとしています。

第2項は、団体の活動が多くの市民に理解され、参加を希望する人たちを受け入れられるような組織づくりに努めるものとしています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本原則に基づき、地域社会の一員として、専門的な知識や技術を地域に還元するなど社会貢献活動を通じて協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、地域コミュニティ団体及び市民活動団体への支援に努めるものとする。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりを推進する上での事業者の役割について定めています。

事業者は、経済活動を通じて地域社会と深く関わりをもっています。同時に、事業者は経済活動のみに行動原理を置くのではなく、地域社会の一員として今まで培ってきた専門的な見地から知識や技術を地域社会に還元し、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとしています。

第2項は、事業者は地域コミュニティ団体や市民活動団体を支援し、共に協働のまちづくりの推進に努めるものとしています。

(市の役割)

第8条 市は、基本原則に基づき、協働のまちづくりの推進に資する施策を実施するものとする。

2 市は、市民協働の立場から事業を実施するものとする。

3 市は、市民活動の果たす社会的意義を理解し、必要に応じて人材、場所、情報等の提供及び財政的支援に努めるものとする。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりを推進する上での市の役割について定めています。

市は、市民協働のまちづくりを推進するために、市民の意見を施策に反映すると同時に、施策の立案、実施、効果の各段階において市民の理解を得ることが求められます。

第2項は、市民参加の機会を確保することで市民協働のまちづくりを促進できることが考えられます。市の行っている事業で、市民活動団体等が行う方が望ましいと思われる分野について参入の機会を拡大していくことも考えられます。

第3項は、社会的意義のある市民等の活動に対して必要な支援を促しています。

(人材育成の取組)

第9条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、その担い手となる人材の育成に努めるものとする。

2 市民等及び市は、前項の実現に向けた学習の機会を設ける等の取組を進めるものとする。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりを推進する上での人材育成について定めています。

多くの活動団体は「人材不足」の課題を抱えています。協働のまちづくりを担う新たな人材の発掘や育成に持続的に取り組むものとしています。

第2項は、研修会等を通して、協働のまちづくりの人材育成を推進し、これらの協働のまちづくりの担い手の育成・充実を図る取組を進めるものとしします。

(情報共有の取組)

第10条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、それぞれが持つ必要な情報を提供し合うものとする。

2 市民等及び市は、前項の実現のため、意見及び要望の把握の機会を設けるよう努めるものとする。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりを推進する上での、市民等や市が持つ情報の共有について定めています。

協働のまちづくりは、まず「知る」ことから始まります。地域の課題や市政に関する情報を共有できる仕組みが欠かせません。

第2項は、市が適切に情報の公開・提供を行い、市民等も積極的に情報を提供することで、情報の共有を図りながらまちづくりを推進していきます。また、意見交換会、市長への手紙やパブリックコメント等を通して市民の意見や要望を把握する機会を設けるよう努めるものとしています。

(協働意識啓発の取組)

第11条 市民等及び市は、基本原則を理解し、及び実践していくため、相互に協働意識の啓発に努め、市民等の協働のまちづくりへの参加を促す取組を進めるものとする。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりを推進する上での意識の啓発について定めています。

市民等や市の職員に対して協働のまちづくりを推進するための理解を十分進めていくことが大切です。基本原則を理解するための、市民等や市職員を対象にした研修会やシンポジウムなどの開催、また市が発行する印刷物などを通じて、多くの人が協働のまちづくりを理解し、実際に行動に結びつくような啓発活動を実施することを定めています。

(市の基本施策)

第12条 市は、第8条に規定する市の役割の下、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民等と市がより効果的に協働のまちづくりを推進するための指針等の策定
- (2) 市民等の意見及び提案を事業により反映させるための市民参加の機会の設定
- (3) 市民同士の情報交換又は交流の場の整備
- (4) 協働に関する職員の意識の向上及び推進体制の整備
- (5) 協働のまちづくりの進捗状況等を評価及び検証する機関の設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりに必要な施策の推進

【解説】

ここでは、市が市民協働のまちづくりを推進するための施策を定めています。

- (1) 市は市民等の地域の活動をより効果的なものにし、協働のまちづくりを推進することを目的に、協働の取組について基本的な考え方を明確にして指針等を策定するとしています。
- (2) 第10条で規定する情報共有の取組により提供された情報を基に、市民の意見を反映する機会として各種審議会やワークショップへの参加、意見交換会、市長への手紙やパブリックコメント等の機会を設定するものとしています。
- (3) 協働のまちづくりは市と市民等との関係だけで推進するものではなく、それぞれの立場の市民が相互に連携し協力するものです。市民活動団体登録制度を設ける等、団体同士のネットワークづくりを推進するものとします。
- (4) 協働のまちづくり推進のためには市職員の意識の向上が不可欠です。市職員自らも、地域の一住民であり構成員であるという考えのもと、協働に関する意識やスキルの向上のための研修会の開催をはじめ、各種施策の協働型への転換、市民活動交流センターの活用等、推進体制の整備を図るものとしています。
- (5) 施策に対する適切な評価を実施していくことが必要です。協働のまちづくりの推進をより良い取組にするためには、様々な施策の効果を図りながら、改善を重ねていく施策を評価・検証する機関を設置するものとします。
- (6) 協働のまちづくりを推進する中で、前5号に掲げるもののほかに必要な施策を実施するものとします。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

ここでは、条例の委任について定めています。この条例を運用していく上で必要となる規則、要綱等を別に定められるようにしています。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。